

**保安規定に規定すべき事項の確認表
(使用変更に伴う保安規定の変更)**

| 使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年8月30日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|---|--|---|
| <u>【AGF】「燃料研究棟の試料の酸化処理を行う。」の目的及び方法の削除</u> | ① 使用施設等の操作 AGF における当該作業について終了し変更許可申請書から当該目的及び方法を削除したことから燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内試料の酸化処理に係る記載を削除する。 | 保安規定第4編 第74条の3、別表第44 (今回の変更箇所) |
| <u>【AGF】一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等</u> | ② 使用施設等の操作 AGF において、一部の使用設備 (No. 12 グローブボックス、質量分析用グローブボックス、フード3、フード4、フード5 及びフード6) での核燃料物質の使用を終了し変更許可申請書から当該設備に設定している取扱制限量を削除したことから、核燃料物質の取扱区域：測定室全域 (No. 12 グローブボックス、質量分析用グローブボックスの一括区域)、フード3、フード4、フード5 及びフード6 に係る記載を削除する。 | 保安規定第4編 第73条 別表第40 (核燃料物質取扱制限量) (1)AGF (今回の変更箇所) |
| <u>【FMF】使用設備及び使用の場所の追加</u> | ① 職務及び組織 「使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第3号に関して、FMF 等の管理を行う者の職務及び組織について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更 (FMF における使用設備及び使用の場所の追加) に伴う保安規定 (職務及び組織に関する条文等) の変更はない。 | 保安規定1編 第5条、第6条、第6条の2 (変更なし) |
| | ② 使用施設等の操作 「使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第1項、第2項、第4項、第5項、第6項に関して、従業員の確保、地震・火災等の発生時に講ずべき措置等について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更 (FMF における使用設備及び使用の場所の追加) に伴う保安規定 (従業員の確保等に関する条文等) の変更はない。 「使用施設等における保安規定の審査基準 (令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第3項に関して、FMF における使用の場所の追加 (集束イオンビーム加工装置及び透過型電子顕微鏡を設置する電顕室、二次イオン質量分析計を設置する実験室。) 及び FMF における使用設備の追加 (MMF 及び MMF-2 の核燃料物質輸送用キャスク2基の FMF への移管) に伴う臨界管理について、以下のとおり記載を追記する。 別表第40(4)FMF に、電顕室及び実験室における核燃料物質の取扱制限量及び MMF キャスク及び MMF キャスク2における核燃料物質の取扱制限量を追加する。 | 保安規定第4編 第65条、第66条、第71条、第72条、第73条、第78条(変更なし) 別表第40 (核燃料物質取扱制限量) (4)FMF (今回の変更箇所) |
| | ③ 管理区域等の設定等 | |

| 使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年8月30日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--|--|--|
| | <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第6号の第1項に関して、FMFにおける使用場所の追加(透過型電子顕微鏡等の設置室を使用場所として追加。設置室名を補修室から実験室に名称変更。)に伴う管理区域の新たな設定はない。また、使用場所の追加に伴い以下のとおり部屋名称を変更する。</p> <p>別図第6の1階平面図の補修室を電顕室に名称変更する。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第6号の第2項から第9項に関して、汚染のおそれのない管理区域等の表面汚染密度等の放射性物質濃度の基準値の設定等について、現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(放射性物質濃度の基準値の設定等に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第2編 別図第6 FMF 管理区域図 (今回の変更箇所)</p> <p>保安規定第2編 第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条(変更なし)</p> |
| | <p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第8号の第1項から第9項に関して、線量等の監視並びに汚染の除去について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(線量等の監視並びに汚染の除去に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第2編 第44条、第45条、第46条、第47条(変更なし)</p> <p>保安規定第3編 第52条(変更なし)</p> |
| | <p>⑤ 排気・排水監視設備</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第7号の第1項から第2項に関して、排気・排水監視設備について現在の現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(排気・排水監視設備に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第3編 第54条、第56条、第57条、第58条(変更なし)</p> |
| | <p>⑥ 放射線測定器の管理</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第9号の第1項から第2項に関して、放射線測定器の管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(放射線測定器の管理に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第2編 第49条、第49条の2、第49条の3、第49条の4、第49条の5、第49条の6、第49条の7、第50条(変更なし)</p> |
| | <p>⑦ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第10号の第1項に関して、FMFにおける使用設備(集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計)及び使用の場所の追加(集束イオンビーム加工装置及び透過型電子顕微鏡を設置する電顕室、二次イオン質量分析計を設置する実験室)に伴う微量の核燃料物質(核燃料物質の使用</p> | |

| 使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年8月30日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--|---|--|
| | <p>等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の十一の九で規定されている数量を超えない核燃料物質)の取扱いについて、以下のとおり記載を追記する。</p> <p><u>第74条にFMF(集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計)において気密を保持した上で微量の核燃料物質を取り扱う場合に係る記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第10号の第2項に関して、核燃料物質の工場又は事業所外への運搬について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する条文等)の変更はない。</p> | <p><u>保安規定第4編 第74条(今回の変更箇所)</u></p> <p>保安規定第3編 第52条(変更なし)</p> |
| | <p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第11号の第1項から第7項に関して、放射性廃棄物の廃棄について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(放射性廃棄物の廃棄に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第3編 第53条、第53条の2、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第62条の2、第63条、第64条(変更なし)</p> |
| | <p>⑨ 非常時の措置</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第12号の第1項から第9項に関して、非常時の措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(非常時の措置に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第1編 第21条、第22条、第23条、第24条、第25条(変更なし)</p> |
| | <p>⑩ 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第13号の第1項に関して、使用施設等の保全に関する措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(使用施設等の保全に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第1編 第20条(変更なし)</p> <p>保安規定第4編 第65条、第66条(変更なし)</p> |
| | <p>⑪ 記録及び報告</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第14号の第1項から第5項に関して、記録及び報告について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(記録及び報告に関する条文等)の変更はない。</p> | <p>保安規定第1編 第29条、第30条(変更なし)</p> |
| | <p>⑫ 施設管理</p> | |

| 使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年8月30日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--|--|--|
| | 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項から第2項に関して、施設管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(施設管理に関する条文等)の変更はない。 | 保安規定第4編 第78条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の5、第78条の6、第79条、第80条、第81条、第82条(変更なし) |
| | ⑬ その他保安に関する事項 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第18号の第1項から第2項に関して、その他保安に関する事項について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(その他の保安事項に関する条文等)の変更はない。 | 保安規定第1編 第26条(変更なし) 保安規定第4編 第77条の2(変更なし) |
| 【MMF, MMF-2】核燃料物質の年間予定使用量の変更 (令第41条該当施設から令第41条非該当施設へ変更) | ① 職務及び組織 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となったことから、MMF及びMMF-2に係る記載を第5条、別表第1、別表第2、別表第3及び別図第1から削除する。 | 保安規定第1編 第5条、別表第1、別表第2、別表第3、別図第1(今回の変更箇所) |
| | ② 使用施設等の操作 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となったことから、MMF及びMMF-2に係る記載を第73条、別表第37、別表第39及び別表第40から削除する。 | 保安規定第4編 第73条、別表第37、別表第39、別表第40(今回の変更箇所) |
| | ③ 管理区域等の設定等 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となったことから、MMF及びMMF-2に係る記載を第31条、別図第4及び別図第5から削除する。 | 保安規定第2編 第31条、別図第4、別図第5(今回の変更箇所) |
| | ④ 放射線測定器の管理 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となったことから、MMF及びMMF-2に係る記載を第50条、別表第21及び別表第22から削除する。 | 保安規定第2編 第50条、別表第21、別表第22(今回の変更箇所) |
| | ⑤ 放射性廃棄物の廃棄 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となったことから、MMF及びMMF-2に係る記載を第53条、第54条、第56条、第63条、第64条、別表第32、別表第33及び別表第34から削除する。 | 保安規定第3編 第53条、第54条、第56条、第63条、第64条、別表第32、別表第33、別表第34(今回の変更箇所) |
| | ⑥ 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置 MMF及びMMF-2における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第41条非該当施設となった | 保安規定第1編 第65条(今回の変更箇所) |

| 使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年8月30日申請) | 確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項) | 保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況) |
|--|---|--|
| | <u>ことから、MMF 及び MMF-2 に係る記載を第 65 条から削除する。</u> | |
| | <p>⑦ その他保安に関する事項</p> <p><u>MMF 及び MMF-2 における核燃料物質の年間予定使用量の変更により、令第 41 条非該当施設となったことから、MMF 及び MMF-2 に係る記載を第 74 条、別表第 36、別表第 41 及び別表第 43 から削除する。</u></p> | <u>保安規定第 4 編 第 74 条、別表第 36、別表第 41、別表第 43 (今回の変更箇所)</u> |